

茨城県認知症疾患医療センター指定公募に係るQ&A

質 問	回 答
1 認知症疾患医療センターを設置するにあたり、申請時点では素案として組織図を提出し、指定を受けた時点で適用する組織図を提出してもよいのか。	申請時点では素案でよいので組織図に明記してください。
2 一般病院が精神科病院と連携する場合、精神科病院において、認知症の周辺症状に対する急性期入院治療を行うことができる病床を最低1床は確保することが必要なのか。	要綱上の規定はないが、緊急に精神科病床への入院を要する患者さんが発生した場合の対応について、予め連携先病院と相談し調整してください。
3 申請書の「事業実施状況」の「既に取り組んでいる・今後取り組む予定」の部分は、既に取り組んでいる場合について記入するのか。	まだ取り組んでいない場合は、計画（予定）を記載してください。
4 実施要綱の設置基準で、「平日週5日の稼働」とあるが、相談を受けられる態勢として、医師とケースワーカーの両方が居なくてはならないのか。	地域包括支援センターとの連絡調整等のため、精神保健福祉士等1名は常勤専従とする必要があります。また、医師は、急患に対応できるよう、センターの稼働時間内は院内に配置されている必要があります。
5 認知症疾患医療センターで、医師が対応する時間は、診療時間（午前のみ診療等）内でのよいのか。	認知症疾患医療センターが週5日稼働（医師が常時対応できるよう院内に配置されている必要があります）できれば、外来診療時間等については貴院で定める時間で差し支えない。
6 認知症疾患医療センターで行う研修については、一般市民、患者家族、施設職員、介護事業者、行政職員を対象としたものでよいのか。地域の医師も対象にしないといけないのか。	地域の関係機関を対象とした研修の他、かかりつけ医に対する研修についても極力実施してください。
7 実施主体が精神科病院であるため、身体合併症の急性期治療を行う病院との連携をとる見込みであるが、対応困難な事例が想定される。その場合はどうすべきか。	対応困難な事例があった場合を想定して、連携先の病院と連絡方法や入院病床の確保などについて相談のうえ、承諾書を取り交わしてください。
8 実施主体が精神科病院であり、身体合併症に対する急性期治療を行える近隣の医療機関との連携がとれない場合、県内の遠方の病院と連携を図る方法は認められるのか。	緊急時を想定し医療機関までの移送方法や移送時間などを十分に考慮していただく必要があります。
9 実施主体が精神科病院であり、ある程度の身体合併症については自院で対応できるが、この場合、身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床があると見なされないのか。	緊急手術や、何らかの内科的・外科的な緊急医療を要する場合を想定して一般身体科との連携は必要です。

10	<p>認知症の周辺症状に対応できる病院、または、身体合併症の急性期に対応できる病院との連携、及び、MRI等の検査を連携する病院に作成してもらった承諾書の記載内容としてどのような内容が必要か。</p>	<p>①病院名 ②院長名 ③日付 ④検査体制については、連携する検査項目(MRI・SPECT)を記入してください。 ⑤入院体制に関しては、入院病床に関する連携項目(認知症疾患の周辺症状に対する入院医療、又は身体合併症に対する入院医療)、及び、連携に関する確認事項(例えば、空き病床情報を共有できるように連絡調整を図る、必要に応じ優先的に受け入れができるよう調整を行う、等)の内容を記載してください。</p>
11	<p>CTの設置は必ず必要か。また、申請時まで設置していなければならないのか。</p>	<p>厚生労働省の運営事業実施要綱上、CTの設置は必須となっております。申請時点で設置されていることが必要ですが、設置を予定している場合には、設置予定年月日を記載していただき、指定された場合には設置した旨の書類をいただくこととなります。</p>
12	<p>SPECTについても、検査機器のある医療機関と連携する書類を提出しなければならないのか。</p>	<p>厚生労働省の運営事業実施要綱上、SPECTについても連携体制が必要とされており、書類を提出していただくこととなります。</p>
13	<p>センターは週5日以上稼働が必要となっているが、その間専門医が必ずセンター業務に従事していなければならないのか。</p>	<p>専門医は常勤専従ではないので、常時センター業務に従事していなければならないわけではありませんが、来院した患者様への対応に支障がないようにする必要があります。</p>
14	<p>休日や夜間の対応は必要なのか。</p>	<p>地域型センターの場合、厚生労働省の運営事業実施要綱上規定はありません。基幹型センターの場合は、身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な態勢の確保、及び休日・夜間における身体合併症や重篤なBPSDを有する救急・急性期患者に対応するための空床確保が必要です。</p>
15	<p>専任と常勤専従の考え方について聞きたい。</p>	<p>専任は、必要ときに支障なく診療が行える体制が確保されていれば、センター業務以外の業務に従事することが可能です。常勤専従は、原則として病院(センター)において定められた勤務時間において専らその業務に従事する者です。</p>
16	<p>研修会や医療連携協議会は、年間何回くらい開催すればいいのか。</p>	<p>研修会や医療連携協議会の回数等については特に規定はありません。認知症疾患医療センターの事業を運営するにあたり、地域ごとの連携や地域における認知症の医療水準の向上が図れる連携協議会の回数として年2回以上は必要であると考えています。</p>

17	<p>専門医療相談を受付する組織とは、どのような内容を記載するのか。また、組織図とはどのようなものか。</p>	<p>病院全体の中における認知症疾患医療センターの位置，専門医療相談体制についてお示しいただくものです。相談窓口の具体的な稼働時間や休日・夜間の対応，相談を受ける際の専用相談の電話番号やFAX，具体的な手段を記入してください。組織図については別紙（例）を参考にしてください。</p>
18	<p>申請書類の別添様式「5 地域連携」について，取り組んでいない場合，具体的内容を記載する必要はないのか。</p>	<p>認知症疾患医療センターの機能を確認のうえ，地域との連携体制を築くためにどのようなことを実施していくのかについて記載してください。</p>